

育児のための両立支援制度

※ ○：女性のみ対象、●：男性のみ対象、◎男女とも対象

目的		両立支援制度	制度の概要	取得可能期間	給与	備考
妊娠 出産	育児					
○		産前休暇	6週間（多肢妊娠の場合には14週間）以内に 出産予定の女性職員が、その期間勤務 しないことができます。	分娩予定日の6週間（多肢妊娠の 場合には14週間）前から分娩予定日 まで	全額支給	・ 出産予定日より出産日が前後した場合は、 出産日までの期間を産前休暇として扱う
○		産後休暇	女性職員が出産した場合、右に記載する 期間は勤務することができません。	出産の翌日から8週間まで		
●		配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付添いや入院中 の世話、出生の届出のために、2日の範囲 内で勤務しないことができます。	妻の出産に伴う入院等の日から出 産後2週間を経過するまで		・ 1日又は1時間単位で取得可能
	●	育児参加のため の休暇	出産に係る子や小学校就学始期に達する までの子を養育するため、5日の範囲内で 勤務しないことができます。	出産日から子が1歳に達するまで （ただし、上の子がいる場合は出産 予定日の6週間前から）		・ 1日又は1時間単位で取得可能
	◎	育児休業	3歳未満の子を養育するために一定期間 休業することができます。	男性：妻の出産日から当該子が3歳 に達するまで 女性：産後休暇末日の翌日から当該 子が3歳に達するまで	無給	・ 育児休業手当金：育児休業期間中に支 給 （最長：子の1歳の誕生日までの期間）
	●	産後パパ育休 （出生時育児休業）	子の出生後8週間以内に4週間まで休業す ることができます。 休業の申出期限は2週間前までで、2回ま で分割が可能です。	子の出生後8週間まで	無給	
	◎	育児短時間勤務	子を養育するために通常（週38時間45 分）より短い勤務時間で勤務することがで きます。	当該子が小学校就学始期に 達するまで	勤務時間数に応 じた額	勤務形態：①3時間55分/日 ②4時間55分/日③3日/週 ④2日半/週の4種より選択 ・ 期末手当：取得時間数に応じ減額 ・ 勤勉手当：取得時間数に応じ減額
	◎	部分休業	子を養育するために正規の勤務時間の始 め又は終わりに1日につき2時間以内（30 分単位）で勤務しないことができます。	同上	一部減額	・ 期末手当：減額なし ・ 勤勉手当：取得日数に応じ減額

※令和6年度時点